

第4回原子力防災会議幹事会
議事録

原子力防災会議事務局

平成26年度(第4回)原子力防災会議幹事会

平成26年9月11日

11:00～11:20

中央合同庁舎第4号館1214会議室

議事次第

議題1. 鹿児島県川内地域の緊急時対応の確認結果について（報告）

議題2. 平成26年度原子力総合防災訓練の実施について（報告）

平成26年度（第4回）原子力防災会議幹事会 出席者一覧

	内閣危機管理監	西村 泰彦
議長	原子力規制庁長官	池田 克彦
副議長	環境省水・大気環境局長	三好 信俊
	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長	平井 興宣
	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室参事官	森下 泰
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）	高見澤 將林
（代理）	内閣官房内閣参事官（内政）	千原 由幸
（代理）	内閣官房内閣参事官（外政）	吉田 朋之
（代理）	内閣官房内閣参事官（内調）	植田 秀人
	内閣府政策統括官（防災担当）	日原 洋文
（代理）	内閣府食品安全委員会事務局次長	東條 功
（代理）	警察庁警備局警備課特殊警備対策官	根本 純史
（代理）	消費者庁審議官	河津 司
（代理）	総務省大臣官房総括審議官	今林 顯一
（代理）	消防庁国民保護・防災部長	室田 哲男
（代理）	外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部審議官	中村 吉利
（代理）	財務省大臣官房審議官	酒光 一章
	文部科学省大臣官房審議官（研究開発担当）	田中 正朗
	厚生労働省大臣官房技術総括審議官	鈴木 康裕
（代理）	農林水産省大臣官房食料安全保障課長	川合 靖洋
	経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）	吉野 恭司
	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官	佐藤 尚之
	気象庁次長	東井 芳隆
	海上保安庁海上保安監	鈴木 洋
	防衛省運用企画局長	深山 延暁

配付資料一覧

議事次第

資料 1 - 1 川内地域の緊急時対応（概要）

資料 1 - 2 川内地域の緊急時対応（全体版）

資料 2 平成26年度原子力総合防災訓練の実施について

参考資料 1 関係市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況

参考資料 2 原子力災害対策指針・防災基本計画要求内容への対応状況

参考資料 3 平成26年度原子力総合防災訓練計画

○池田原子力規制庁長官 おはようございます。原子力規制庁長官の池田でございます。ただいまから、平成26年度（第4回）原子力防災会議幹事会を開催いたします。

議事に入る前に、昨日9月10日付で、内閣府原子力災害対策担当室長に、新たに平井室長が着任されておりますので、御紹介をさせていただきます。

○平井内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長 昨日付で、内閣府原子力災害対策担当室長を命じられました平井でございます。どうかよろしく申し上げます。

○池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、明日9月12日に原子力災害対策本部・原子力防災会議合同会議が閣議後に開催される予定になっております。この2点について報告を行う予定としておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

最初に、議題1、鹿児島県川内地域の緊急時対応の確認結果についての説明を、担当から御説明をお願いいたします。

（議題1）

○森下内閣府大臣官房原子力災害対策担当室参事官 原子力災害対策担当室参事官の森下と申します。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは、お配りしている資料の1-1を使いまして、鹿児島県川内地域の緊急時の対応状況について説明させていただきたいと思っております。

この内容につきましては、去る9月5日に、関係の自治体、鹿児島県の副知事、それから、これから御説明しますけれども、関連する30キロ圏内の9市町の市長、副市長、町長、副町長と、関係省庁の審議官級の方々等にお集まりいただきまして、確認した内容でございます。

まず、1ページ目、資料1-1の左上をごらんください。鹿児島県川内地域の概要でございますけれども、原子力規制委員会が定めております原子力災害対策の重点区域、概ね30キロでございますけれども、その範囲には人口が約21万人。その中で、5キロ圏内と5キロから30キロ圏内でのとるべき防護措置が区別されており、この5キロ圏内には、薩

摩川内市のみでございますが、約5,000人の方々が住まわれております。5キロから30キロ圏内につきましては、薩摩川内市の一部も含めまして、9市町で約21万人の方々がお住まいということでございます。その方々の緊急時の対応につきましては、資料を1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。

まず、5キロ圏内の住民の方々の緊急時の対応でございますが、こちらの表をごらんいただければ、対象人数が人単位で書いてあることがおわりになると思います。上のほうに書いておられるのは、地元自治体で戸別訪問等されまして、社会的な弱者といわれる方々の人数をきちんと把握しており、種別と書いておりますけれども、そのタイプに応じまして、この方々はどういう手段でどこに行っていただくかというようなことを詳細に定めております。

少し具体的に説明いたしますが、上のほうから、まず、病院それから老人ホームに入られておられる方、363名いらっしゃいますけれども、この方々は、その隣、避難等の流れということになりますけれども、まず警戒事態といわれる事態、これは立地、発電所のあるところで震度6の地震が起きた場合等に相当します。その段階になりますと、関係の自治体で職員の配置や住民への情報伝達の準備、バスの配車の準備という避難の準備を開始いたします。

その次、さらに発電所のほうで、これは、法律上、敷地施設緊急事態という事態。これは発電所で全交流電源の喪失といったような事態がそれに相当しますけれども、そのような事態になりましたら、このような弱い立場にいらっしゃる方は一般の方々に先駆けて、対象の施設、5キロ圏内には病院等が七つございますけれども、あらかじめ決められました鹿児島市内等の施設に移動すると。その際に、人数がわかっておりますので、必要なバスの台数も確保しておりまして、付き添いの方がいれば避難可能な方はバスに乗っていただいて移動と。しかしながら、福島事故でもございましたけれども、無理に動かすとかえって危ないといわれるような方々は、この薩摩川内市にシェルターを整備しておりますので、その近距離の移動で逃げ込むと、そういうふうな対応になっております。同じく、在宅で同じような御病気の方々457名も同じような対応。それから、学童、児童の方々につきましては、地震が起きた時点で、手順にのっとりまして授業を中止しまして、保護者への引き渡し。あるいは保護者が何らかの理由で来られなかった場合には、あらかじめ決められた避難先に移動し、そこで引き渡すというような手順になっております。

それから、さらに一般の住民の方々の避難になりますけれども、これは全面緊急事態と

いう事態で、発電所では冷却機能、注水機能が喪失されるという事態になりますと、一般の方々が、車、あるいは車がない方につきましても自治体で人数を調べておきまして、自治体を用意する車であらかじめ決められたところに逃げるという対応になっております。

それから、3ページ目でございますけれども、5キロから先、30キロ圏内の地域にお住まいの方々につきましては、これは発電所からの距離が離れているということもありまして、とるべき措置が異なっております。真ん中のところの紺色のところを見ていただければおわかりかと思っておりますけれども、事故が起きた場合には、まずはこのような距離のところにお住まいの方々につきましては、国のほうから屋内退避の指示がまず出るということになっております。その後、さらに事態が悪化して、放射性物質が発電所から放出されるような事態になりましたら、緊急のモニタリング体制を国のほうで敷くということになっておりますので、そこで測定された測定の値に基づきまして、放射線量が高いところにつきまして、区域を速やかに指定して、一時移転をしていただくという手順になっております。この移動に伴ってのバス等の確保につきましても、右下に書いておりますけれども、県が、まず県内のバス会社から必要となる手段を調達。不足する場合は、隣接県等からも、熊本、宮崎からも輸送手段を調達するというふうな手順になっております。

以上が5キロから先の住民の方々の防護措置ということでございます。

それから、資料1-2のほうで少し補足させていただきますけれども、最後のほうになります。79ページをごらんいただきまして、自治体のほうで、今申し上げたような計画を立てておりますけれども、何らかの事態でそれがうまくいかないといったような場合には、地元のほうからも、国等の実動組織で支援をという強い要望が出されておることに対応しているところでございます。この鹿児島県の薩摩川内地域には、この79ページにお示ししているような実動組織、自衛隊、警察、消防、海保の部隊が展開しておきまして、必要な支援を実施するということになっております。

83ページでございますけれども、その具体的な内容につきましては、これは防災訓練とかでもやっていた内容でございますけれども、自衛隊におきましては、避難の援助でありますとか、人員、物資の緊急輸送、あるいは人命救助のための通行不能道路の啓開であるとか、警察におかれましては、住民の誘導、交通規制、避難指示の伝達。消防におきましては、傷病者の搬送と要支援者の搬送。それから、海上保安庁におきましては、船による緊急時のモニタリングの支援、住民避難の支援等といったことをコミットしていただいております。

それから、参考資料のほうになりますけれども、参考資料1をごらんいただきたいと思っています。一枚紙でございますけれども、内閣府のほうで関係省庁と自治体の支援を行ってまいりまして、この8月末時点でございますけれども、この避難計画をつくらなければいけない自治体が122プラス13の135、30キロ圏内でございます、全国の立地地域で。そのうち、防災計画につきましては、126が策定済み。それから、避難計画、誰がどこに逃げるかというようなものにつきましては、今84が策定ができているという状況でございます。

それから、最後に参考資料2でございますけれども、これは薩摩川内地域の、鹿児島県それから薩摩川内市町、9市町の地域防災計画の内容が、これが左上にありますけれども、原子力規制委員会が作りました原子力災害対策指針、それから、11ページになりますけれども、国のほうで定めました防災基本計画に従ってつくるということになっておりまして、その内容に漏れがないかということを整理したものでございます。内容は省略させていただきます。

私からは以上です。

○池田原子力規制庁長官 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまの説明をごく簡単に申し上げますと、いわゆるPAZ、5キロ圏内につきましては、原災法10条事態になったときに、要保護者が退避すると。それから、15条事態になったときには、PAZ内の方、一般の方も避難する。それ以外のUPZの方、5キロから30キロの方は屋内退避が原則だと、こういうことでございます。その中で、UPZの中で緊急時モニタリングを行って、高い放射線量が検出されたと。20 μ Sv/hが検出された場合には、1週間以内に一時移転をすると、こういうことを骨子にした計画でございます。こういう内容で、非常に細かいところまで詰めた内容でございますので、よく中身を見ていただいて、何か御疑問がございましたら、後ほどでも結構ですので、意見を賜ればというふうに思います。

それでは、鹿児島県の川内地域の緊急時対応の確認結果について、資料1-1、1-2の内容で原子力防災会議に報告することといたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○池田原子力規制庁長官 それでは、そのように原子力防災会議に報告することとさせていただきます。

次に、議題2、平成26年度原子力総合防災訓練の実施についての説明をお願いいたします。

(議題2)

○森下内閣府大臣官房原子力災害対策担当室参事官 それでは、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

平成26年度の原子力総合防災訓練の実施についてということございまして、まず1の概要でございますけれども、この訓練でございますけれども、原子力災害の対応体制を検証するため、法律、原子力災害対策特別措置法に基づきまして実施する訓練でございます。

2の、平成26年度、今年度の訓練概要でございますけれども、(1)、対象となる発電所は、石川県の北陸電力の志賀原子力発電所でございます。実施の時期でございますけれども、今年の11月上旬に予定をしております。

それから、事故の想定でございますけれども、まず、発電所におきまして、地震が起きると、立地しているところで。それによりまして、外部電源、先ほど申し上げましたけれども、外部電源の喪失ということで、10条事象というのに該当いたします。それがさらに進展いたしまして、原子炉の注水機能が喪失。これが冷却機能の喪失ということで、先ほどの15条事象ということになりまして、全面緊急事態という法律上の事態になり、さらに放射性物質が放出されるというような事故を想定いたします。

(4)の訓練内容でございますけれども、原子力災害対策本部それから現地の災害対策本部を設置する。それから、総理から原子力緊急事態の宣言を発出していただきまして、原災本部の会議を実際に開催する。それから、現地のほうでは、状況に応じまして、住民の避難等の訓練を行うという内容になっております。

3の訓練のポイントでございますけれども、まずは、さまざまな、国、自治体、電力等の機関が参加しますので、関係機関の連携を確認したいということが一つ。それから、(2)でございますけれども、先ほどの川内地域でも申し上げましたけれども、病院とか介護施設の、

いわゆる弱い方々の屋内退避の訓練等を実施するという事。それから、(3)でございますけれども、放射性物質が放出されたという想定で緊急時のモニタリングを行いまして、その結果を踏まえて、避難等の判断を行う訓練、検証を行うということでございます。

参考資料3のほうには、その訓練の内容をもう少し詳しく、参加機関等々を書いておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

私からは以上です。

○池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

原子力総合防災訓練を、今まで実用炉の中でやっていないのが、昨年までは、川内、女川、志賀と、この三つがやっていなかったんですが、昨年、川内を実施しましたので、残っておりますのが女川と志賀ということになって、今回は石川県のほうからも、ぜひ志賀でやりたいという御要望もあり、今回こういう形で計画されております。

何か、もし御意見等ございましたら、御遠慮なく言っていただければと思いますが。

それでは、よろしければ、この原子力総合防災訓練の実施結果について、資料2の内容で明日の原子力防災会議に報告することといたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○池田原子力規制庁長官 それでは、そのように原子力防災会議に報告させていただきます。

この際でございますので、皆様から何か御発言ございましたら、よろしく願いしたいと思っております。

○西村内閣危機管理監 1点だけ、川内地域の緊急時対応について申し上げますが、先ほど実は森下参事官から説明がありました中で、現地実動組織のあり方の説明がございましたけど、恐らく原子力災害が起きるのは、自然災害との複合災害の可能性が極めて高いと思いますので、その場合に、自治体ですとか、あるいは現在計画している地元のいろんな組織がダウンしてしまっているという可能性が結構高いと思います。また、放射線量が急激に上がって、なかなか一般の会社員では対応できないという事態もあり得ると思っておりますの

で、福島はまさにそうでありましたが、だからそういう事態が考えられますので、ぜひ、ここにある4省庁につきましても、そうした事態にも対応できる具体的な計画をぜひ今後つくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田原子力規制庁長官 どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○池田原子力規制庁長官 それでは、今日はお忙しい中を御参集いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第4回原子力防災会議幹事会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上